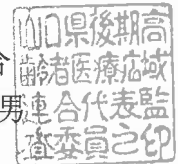


山口県後期高齢者医療広域連合監査委員公告第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法199条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、別紙のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

平成19年8月28日

山口県後期高齢者医療広域連合
代表監査委員 岡村久壽男



定期監査報告書

1. 監査の対象

広域連合事務局

広域連合議会事務局

広域連合選挙管理委員会事務局

2. 監査の範囲

平成18年度における財務に関する事務の執行

3. 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類について、全部又は一部を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

4. 監査した期日

平成19年8月24日

5. 監査の結果

財務に関する事務の執行については、適正に処理されており、改善等を要するものと判断した事項はなし。

6. 監査執行者

代表監査委員 岡 村 久壽男

監査委員 古 木 哲 夫